

法務省政策評価懇談会（第59回）議事録

1. 日 時

令和2年2月25日（火）13:30～15:24

2. 場 所

法務省大会議室（地下1階）

3. 出席者

<政策評価懇談会構成員>

井 上 東	公認会計士
大 沼 洋 一	弁護士
(座長) 田 中 等	弁護士
野 澤 和 弘	一般社団法人スローコミュニケーション理事長・ 植草学園大学客員教授（元毎日新聞社論説委員）
宮 園 久 栄	東洋学園大学人間科学部教授

<省内出席者>

法務事務次官	辻 裕 教
政策立案総括審議官	西 山 卓 爾
官房参事官兼企画再犯防止推進室長	早 渕 宏 毅
官房付兼秘書課付	野 田 洋 平
官房付	谷 澤 衣里子
秘書課企画調査官	池 田 仁
秘書課企画調整官	田 島 昭 仁
人事課補佐官	佐 藤 太
官房参事官（予算担当）	深 野 友 裕
官房付兼国際課付	杉 原 隆 之
施設課技術企画室長	山 北 孝 治
厚生管理官総括補佐官	吉 原 仁
司法法制部参事官	渡 邊 英 夫
官房付兼司法法制部付	川 副 万 代
民事局付兼登記所適正配置対策室長	竹 下 慶
刑事局付	中 村 明日香
刑事局刑事法制企画官	鷗 鷗 昌 二
矯正局成人矯正課警備対策室長	白 川 秀 史
矯正局成人矯正課企画官	山 本 英 博
矯正局成人矯正課企画官	吉 野 智
保護局観察課処遇企画官	勝 田 聡

保護局更生保護振興課保護調査官	南 元 英 夫
人権擁護局参事官	中 島 行 雄
訟務局訟務企画課訟務広報官	江 原 幸 紀
法務総合研究所総務企画部副部長	野 原 一 郎
法務総合研究所研究部総括研究官	栗 田 知 穂
法務総合研究所国際協力部副部長	伊 藤 浩 之
出入国在留管理庁政策課長	福 原 申 子
公安調査庁総務部総務課企画調整室長	小 林 賢 一 郎

<事務局>

秘書課政策立案・情報管理室長	渡 辺 英 樹
秘書課補佐官	手 塚 貴 与

4. 議題

令和2年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）について

5. 配布資料

資料1：令和2年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）について

説明資料：京都コンGRESの開催について

6. 議事

○田中座長 定刻になりましたので、これより第59回法務省政策評価懇談会を開催いたします。

なお、本日、出雲委員及び伊藤委員は御都合により欠席されております。

はじめに、辻法務事務次官から挨拶がございます。

○辻法務事務次官 法務事務次官の辻でございます。よろしくお願いたします。

委員の皆様方におかれましては、御多忙のところ、「第59回法務省政策評価懇談会」に御出席いただき、誠にありがとうございます。

近時、政府全体として証拠に基づく政策立案、いわゆるEBPMの推進が求められております。

政策評価におきましても、EBPMの視点が求められておりますので、引き続き、政策課題や目的の明確化に努めるとともに、評価の客観性の向上を図ってまいりたいと考えております。

本日は、委員の皆様方から、御専門の分野における知見や幅広い御経験などに基づきつつ、各施策の目標が具体的なものとなっているか、測定指標と目標との因果関係が明確なものとなっているかなどの観点から御意見を頂ければ幸いです。

最後に、今後とも、法務行政につきまして一層の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○田中座長 ありがとうございました。

ここで、辻法務事務次官は、公務により退席されます。

それでは、本日の審議事項について事務局から説明願います。

○渡辺政策立案・情報管理室長 事務局を務めております、秘書課政策立案・情報管理室長の渡辺と申します。どうぞよろしく申し上げます。

はじめに、本日の審議事項について御説明させていただきます。

本日御審議いただくのは、「令和2年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）」についてでございます。

資料といたしまして、お手元に、資料1「令和2年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）」と資料2「法務省政策評価に関する基本計画」を配布させていただいております。

なお、政策評価に係る法令等につきましては、委員の皆様方のお手元に、参考資料として青いファイルを御用意しておりますので、適宜御参照いただければと思います。

審議事項については、以上となります。

そのほか、委員の皆様のお手元に、説明資料として「京都 कांग्रेस」に関する資料を配布しております。こちらは、審議事項について御審議いただいた後で法務省の最近の取組として御紹介させていただきたいと思っております。

事務局からは以上でございます。

○田中座長 ありがとうございます。

それでは議題であります「令和2年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）」について御議論いただきたいと思っております。

はじめに基本政策I「基本法制の維持及び整備」に関する政策について、事務局から計画の概要を説明願います。

○手塚補佐官 それでは、資料1の8ページ「社会経済情勢に対応した基本法制の整備」を御覧ください。

この施策は、社会情勢の変化に応じた民事・刑事基本法制の整備により、国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現、経済の活力の維持・向上、「事後チェック・救済型社会」の基盤の形成を内容とするものです。令和2年度から5年間の実施状況を令和7年8月に総合評価方式により評価をしますが、それまでは中間報告を行ってまいります。

具体的な法整備や立法作業の状況は10ページからの一覧のとおりでございます。

次に13ページ「法曹養成制度の充実」を御覧ください。

この施策は、法曹養成制度改革を推進するための取組のうち、法曹有資格者の活動領域に関する取組や、法曹人口の在り方に関するデータ集積と検証、司法試験の在り方の検討等と関係機関等と連携しながら実施することを目標とするものです。

測定指標として、「法曹有資格者の活動領域の在り方に関する検討及び必要な取組の実施」、「法曹養成制度改革を推進するための取組の実施」という二つの指標により評価する計画を立てております。

次に、27ページ「裁判外紛争解決手続の拡充・活性化」を御覧ください。

この施策は、裁判外紛争解決手続について、多様な事業者からの認証申請の促し、適切な審査の実施、認証紛争解決事業者の増加を目標とするものです。

「活動中の認証紛争解決事業者の総数」という指標により、令和2年度から令和4年度までの3か年で評価する計画を立てております。

次に、30ページ「法教育の推進」を御覧ください。

この施策は、教員等の法教育に対する理解の促進、法教育教材の提供による学校教育現場

における学習機会の確保や学習内容の充実，一般の人々が法的なものの考え方を身に付けることを通じ，多様な人々が互いを尊重しながら共生する自由で公正な社会を支える人材の育成を目標とするものです。

「法務省ホームページ内の法教育関連ページのアクセス件数」，「協議会等の活動状況」，「法教育活動への協力・支援，法教育に関する広報活動等の実施状況」という三つの指標により評価する計画を立てております。

次に35ページ「国際仲裁の活性化に向けた基盤整備」を御覧ください。

この施策は，「国際仲裁の活性化に向けた基盤整備に関する調査委託」等を通じて，我が国の国際仲裁の活性化のための基盤整備を推進することを目標とするものです。

「国際仲裁の活性化に向けた基盤整備に関する調査委託」の実施状況及び調査結果に基づく必要な取組の実施状況」という指標により評価する計画を立てております。

次に，38ページ「薬物事犯者に関する研究」を御覧ください。

この研究は，我が国の薬物犯罪に係る動向を見ること及び薬物事犯者に対する諸外国の各種施策・取組の進展を概観し，薬物事犯者の特性等を多角的に検討し，薬物事犯者に対する有効な施策を検討するための基礎資料の提供を目的として，平成29年度からの2か年で行われたものです。

43ページから記載する評価基準により，研究実施後の効果を判定した上で，事業評価方式により評価をする計画を立てております。

最後に50ページです。「第5回犯罪被害実態調査」を御覧ください。

この研究は，国際犯罪被害実態調査による国際標準の調査項目を使用した調査を実施し，これまでの犯罪被害実態調査との経年比較等を行うことなどにより，我が国の犯罪被害の実態を明らかにし，有効で適切な犯罪被害防止施策等の施策の在り方を検討するための基礎資料の提供を目的として，平成30年度からの1か年で行われたものです。

評価に関する計画は，先ほどの薬物事犯者に関する研究と同様でございます。

基本政策Ⅰに関する説明は，以上でございます。

○田中座長 ありがとうございます。

それでは，ただ今の説明に関しまして，各委員から御意見，御質問をお願いいたします。

なお，質問に対して法務省出席者から御回答を頂く場合は，必ずお名前を名乗ってから発言をして頂きますようお願い申し上げます。

大沼委員，お願いします。

○大沼委員 まず，「社会経済情勢に対応した基本法制の整備」について，カルロス・ゴーン氏の逃亡が社会をにぎわせたので，それに関連して質問させていただきたいと思います。

まず，1月27日の日経新聞によりますと，GPS，罰則の検討をしているということですが，GPSは世界的に採用されているので，恐らく採用になると思いますが，GPSを身に着けるかどうかを裁判官の裁量に全部委ねてしまう趣旨であるのか，あるいは，細かな条件か何かを詰めて，いわば羈束的に裁量が狭いような形で，GPSは必ず身に着けなければならないというような形での検討をしている趣旨であるのか教えていただきたいと思います。

それから，保釈中の逃走については現在罰則規定がないのですが，罰則規定を設けるつもりであるのかどうか教えていただきたいと思います。これだけ社会をにぎわせますと，様々な事がこれから起きるかもしれません。保釈率も2001年と比べて2018年は12.6%から32%に

かなり増えているので、この問題というのはこれから増加してくる可能性があると思います。

この2点について教えていただきたいと思います。

○田中座長 法務省お願いします。

○刑事局（鷓鴣） 刑事局の鷓鴣と申します。

お尋ねの点についてお答えします。

本年2月21日に法務大臣から法制審議会に対して、保釈中の被告人や刑が確定した者の逃亡を防止し、公判期日への出頭や刑の執行を確保するための刑事法の整備について諮問がなされたところです。

今後、法制審議会において、近時の身柄拘束をめぐる事情を踏まえながら、有効かつ適切な方策の在り方について幅広い観点から調査、審議を頂くことになることになっており、GPSの点、それから罰則の点について新聞報道等ございますが、具体的にどのような制度について検討いただくかについても、これから法制審議会でも検討いただく事項と心得ておりますので、その点御理解いただければと思います。

○大沼委員 まだ説明できる段階ではないということですね。

ついでに、もう一つ社会をにぎわせた事件で、刑事訴訟法第105条の関係もございます。弘中事務所の捜索について、これは業務上委託を受けたものだから、差押え、押収には応じられないということで拒否をした事件です。

これは、弁護士の仲間内ではかなり話題になった案件ですが、この刑事訴訟法第105条というのは、結局弁護士等は業務上委託を受けたものについては押収を拒むことができます。ただし、本人が承諾した場合、あるいは押収の拒絶が被告人のためのみにする権利の濫用と認められる場合その他裁判所の規則で定める事由がある場合は例外です。例外においても、被告人が本人である場合は除くというように書いてあります。まず、この裁判所の規則というのはいまだに定められていないようですし、それから本人の承諾とか権利の濫用等についても、もし捜索、差押えに行った側と、それから弁護士事務所との間で見解に相違があった場合に、誰かがそれを裁定する手続があるのかどうか分かりません。この規定自体に、今、例えば弁護士に預けてさえおけば、その証拠については捜査機関は触れられないというようなことで、侵すべからず神聖なものというように扱われる危険性がありますが、それで良いのかどうか、もし何らかの対応策を考えているのであれば、教えていただきたいと思います。

○刑事局（鷓鴣） 刑事局の鷓鴣が引き続きお答えします。

お尋ねの点については、個別の事案に関わり得ることですので、回答については差し控えさせていただければと存じます。

○大沼委員 別に個別の案件ではなくて一般論としてどうであるのかということをお願いいたします。

○刑事局（鷓鴣） 一般論としてお尋ねかもしれませんが、その場合でも、この規定について様々な意見がある中、それぞれの場面についてどのような場合にどのような形になるかといった仮定の上での当てはめの話とならざるを得ず、そのような事についてはお答えしづらいということを御理解いただければと思います。

○田中座長 井上委員お願いします。

○井上委員 法教育の推進のところでございます。測定指標1のホームページのアクセス件数が平成28年度から平成29年度、平成29年度から平成30年度と急激に増えていますが、アクセ

ス件数が増えるようなことを何かされたのかどうかという確認をさせていただきたい。

もう一点、33ページ*2で「消費者教育の推進に関する基本的な方針」というところで。最近気になっていることですが、例の新型コロナウイルスの関係でマスクがないということです。マスクが必要なところに行っていないのではないかということです。私も昨日、医療機関を訪問することがあったのですが、非常にお困りの状態でした。ある程度、資本主義の枠内で、需給バランスを価格の変動によって解決するというのは、一般論としてはあると思いますが、本当に必要な緊急事態のような場合にどうするのかという問題があります。私なりに調べてみたのですが、法律的には「生活関連物資緊急措置法」というのがあり、それを発動すれば一定の買占め等、不要不急で必要なところでないところの買占め等が収まるというような法的な制度設計になっているということのようですが、これは政府の方で発動は現状不要ということのようです。

では、どうすれば良いのかというところで、*2「消費者教育の推進に関する基本的な方針」のところを読みますと、「日常生活を支える私法の基本的な考え方を実感として理解し、身に付けること」と書いてあります。この辺りの全体のトーンは、多分消費者が犯罪に巻き込まれないようなトーンで書いてあると思いますが、現在では、消費者が売手になることもありますので、この最後の行にも書いてありますように、「消費者教育と法教育は整合するため、連携による実施になじむものである。」というように、教育によって、未然にそのようなことが行われないようにできないものかということが、私の仮説であります。今は消費者が犯罪に巻き込まれないような法の立て付けになっていると思いますが、世の中が変わってきている中で、消費者が売手に回ったときに、一定の教育というものが必要であると思います。「消費者教育と法教育の連携」が行われる必要があるのではないかと思います。その辺りの連携の方向性、そのような方向に行くのか行かないのか、この制度が連携による実施にはなじむのか、なじまないのか、よく分からないので、その辺りを教えていただければと思います。

○田中座長 法務省お願いします。

○司法法制部（川副） 御質問ありがとうございます。司法法制部の川副でございます。御回答させていただきます。

まず、ホームページのアクセス件数の点でございます。アクセス件数の増加は明確な理由は分からないところはございますが、平成29年度、平成30年度にかけまして、小中高校生を対象とする法教育教材の作成などを行いまして、ホームページ上に公開してきたところでございます。そのような教材等の新規公開と申しますか、掲載したというところが新規のところでございます。教材等の広報などもしていることから、飽くまでも推測ですが、教材等をホームページ上で見ていただく機会が増えたのではないかと考えているところでございます。

もう一点、消費者教育の推進との連携というところでございます。御指摘いただきましたとおり、現在のところ、法教育と消費者教育の連携というのは、主に消費者被害に遭わない、その前提として私的自治などといった私法の基本的な考え方を理解していただくということをメインに連携を進めております。今御指摘いただいたような、例えば緊急事態で賢い消費者としてどういう行動をとるかや、自分が売手側になったときの注意ということに特化した形では、今のところ何らかの取組をしているというものではございません。ただ、例えば災

害時の消費者の行動なども消費者教育の中では重要だと言われておりますので、今後の課題として、また参考にさせていただきたいと考えてございます。

○野澤委員 薬物事犯者に関する研究のところでお伺いしたいのですが、近年やっぱり薬物事犯というのが非常に数も増えて注目もされていると思います。特に最近でもスポーツ選手だとか芸能人だとか著名人が検挙されたときというのは、マスコミは非常に大きく報道します。世の中の注目も集まるということですが、よくそういう際に、依存症の当事者団体だとか、精神医療の分野の専門家から「過度にバッシングをすることによって、依存症になった再犯者を治療から逆に遠ざける」と批判が起きます。依存症になった方については、これは本人のモラルだとか自己責任を求めるものではなくて、やっぱり疾患としてきちんと治療につなげることが再犯の防止に非常に効果があるということで、非常に強くマスコミ等に対して批判があります。

私は両方必要だと思っていて、厚生労働省のキャンペーンではないですが、「ダメ、絶対」というのは、これはもう薬物を安易に特に青少年等に近づけないということは絶対必要なことだと思います。もう一つやっぱり依存症になってしまった方に対する再犯の防止というのは、本人の自己責任を求めてバッシングするよりも、疾患としてきちんと位置づけて医療の現場につなぐということは、やっぱり非常に重要だと、合理性があると思っています。

今回の研究で、医療や心理学との共同での観点でというようなくだりがあります。この辺りの依存症になった方々に対する再犯防止、これはかなり率も高いと思いますが、この辺りの観点というのはどのように盛り込まれているのか教えていただきたいと思っています。

○田中座長 法務省回答をお願いします。

○法務総合研究所（粟田） 法務総合研究所の粟田と申します。御質問いただきまして、ありがとうございます。

正におっしゃるとおり、薬物事犯につきましては刑罰をもって処する部分とともに、疾患として治療の対象とするといった観点も極めて重要というところで、今回の研究につきましても、まずは薬物事犯者というのがどのような特性を有しているのかということをも明らかにしたいといったようなところで質問、調査を実施しているところでございます。

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターとともに、質問項目等についてもかなり多岐にわたる質問項目を設けておりまして、薬物依存の重症度であったりとか、アルコール依存のスクリーニングテスト、ギャンブル依存のスクリーニングテスト、さらには被虐待経験やDV被害経験、このようなところも質問項目の中に入れ込むといったようなところで、精神心理学的側面から分析可能な質問というのを設けているというところでございます。

結果につきましては、今分析中で今年の3月、4月ぐらいには研究部報告として御報告できると思いますので、詳細はそちらにということになりますが、薬物事犯者の中には、特に女性において逆境体験を持っている人がやはり多かったとか、そのような数値は明らかになっているところでございます。

○田中座長 宮園委員をお願いします。

○宮園委員 あわせて、今の点に関して質問させていただきます。研究分析の結果、原因と対策という形で刑事政策的な観点からも考えたときに、将来的にはいわゆるドラッグコートであるとかを考えていらっしゃるのでしょうか。それから特に今回、女性の薬物使用者に対する調査を行われているということでございますが、現況では薬物依存離脱指導は、男性メイ

ンのものになっているかと思えます。そういう意味では、女性に特化した、例えば女性刑務所である栃木刑務所等で、女性に特化した形の薬物依存離脱指導プログラムを作成実施するお考え等はあるのでしょうか。

○法務総合研究所（栗田） 引き続き研究部の栗田がお答えします。

まず、ドラッグコートの点につきましては、研究部報告の中にも現在の実情というところ、海外調査した結果を取りまとめて御報告する予定にしているところでございます。もちろん今回得られた知見というのをどのように活用いただくかというところで、矯正局や保護局にもその結果というのは共有させていただく予定にしております。

○矯正局（山本） 矯正局の山本でございます。御質問ありがとうございます。

薬物治療の件につきましては、やはり先生がお話しされているように男性が中心のプログラムになっておりまして、女性については今検討段階というところでございます。

○宮園委員 ありがとうございます。

今回、DVとか児童虐待の経験も踏まえた調査結果ということですので、女性の脆弱性など、女性に特有な薬物事犯の特徴という点も配慮したプログラムを作成実施していただければ良いと思っています。御検討をお願いします。

○大沼委員 法曹養成制度の充実に関しまして、文部科学省として司法試験合格者を平均の50%にまで高めようとか、それから実務家教員を積極的に活用しようとかというような動きがあります。

他方、予備試験に関しては法科大学院教育を受けていないことによる弊害を生ずるおそれということが指摘されているということですが、どんな弊害なのか具体的によく分からない点があります。

そこで、思いますに、今のままでの法科大学院の中に実務家を入れて、なおかつ合格率を50%に高めるといっては、リスクも大きいと思います。というのは、法科大学院自体が前と比べると質の高い入学者を集められなくなってきました。下の方のロースクールですと、就職もできないし、ほかに行きようがないという人たちが、取りあえず面目を保つためにロースクールに入ってきているというような傾向もあります。全員入学のロースクールも大学もあるということです。上の方の大学も随分昔と比べて入るのが楽になったというように聞いています。

そうしますと、基本的には質の高い学生を集めるような政策を取るのではなく、抽象的に合格率を50%台に上げるといっても無理ではないか、むしろ、かえって弊害が多いのではないかというような感じもするわけです。

そうすると、質の良い学生を集めるための方策としては、まず一点目として、司法試験に合格した場合に魅力を感じられるようなものにしないと、なかなか質の良い学生というのは集まらないと思います。

2点目として、実務家教員を採用することが、実務家の教育を受けることが、例えば司法試験の合格にとって必要だというような必要性を感じるのではなく、予備試験よりは法科大学院を受けようとする学生というのは、なかなか出てこないと思います。

ですから、そういった問題を解決する一つの方策としては、例えば、今の司法試験の科目の中に実務科目みたいなものを設けるということを具体的に考えてもいいのではないかと思います。こういう点について、もし議論の方向性というか、何かお考えがあるのであれば教

えていただければと思います。

○田中座長 法務省お願いします。

○司法法制部（渡邊） 司法法制部の渡邊でございます。御意見、御質問ありがとうございます。

御案内のとおり、昨年、法曹養成制度の改革に係る法改正がされました。これまで、法科大学院教育、司法試験、それから司法修習を有機的に連携させたプロセスとしての法曹養成を図ってきたところですが、今般の法改正では、プロセスの中核を担う法科大学院教育の充実を図るための抜本的改正もされております。

例えば、法科大学院教育においては、法曹になろうとする者に必要とされる専門的な学識やその応用能力だけでなく、その基盤の上に涵養されるべき将来の法曹としての実務に必要とされる学識、能力、素養についても、確実に修得できるよう、大学の責務として、これらの学識、能力、素養を涵養するための教育を段階的かつ体系的に実施すべきことなどが定められました。法律に関する実務の基礎的素養など、将来の法曹実務に必要なものとして明示されたところは、御指摘のとおり司法試験科目そのものではございませんが、少なくとも要件事実や事実認定の基礎に関するものはこれまでも出題範囲に含まれるものとして出題もされてきたところですし、今後は、法科大学院で段階的かつ体系的に教育することが求められることともなりますので、このような教育が必要かつ十分にされ、充実したものとなれば、司法修習との円滑な接続に資するものとなるでしょうし、専門的な法律知識に加えて、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性、職業倫理をも兼ね備えた法曹の輩出にもつながっていくでしょうから、そのような法科大学院であれば、法曹を目指す学生にとっても魅力あるものとなるのではないかと思います。したがって、まずは、このような法科大学院教育の改革を始めとする今般の法改正を着実かつ円滑に実施していくということが肝要でないかと認識しているところでございまして、今後の法科大学院の取組等については、所管の文部科学省等とも連携を図りながら、注視してまいりたいと思っております。

○大沼委員 前、法科大学院にいたのですが、実務科目はありました。元検事長や高等裁判所の裁判官がある程度実務を教えていました。実務科目があったのですが、学生がそれを熱心に勉強しないのです。なぜかというところ司法試験の科目と関係がないからです。ですから、ある程度は司法試験の科目とリンクさせないと、せっかくいい制度を設けても、それを学生が熱心に受講しないというようなリスクがあるかと思っておりますので、その点も含めて検討していただきたいと思っております。

○司法法制部（渡邊） ありがとうございます。御指摘いただいたところも踏まえつつ、新たな制度の着実かつ円滑な実施に向けて、これまで以上に関係機関等との連携を図りながら、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○田中座長 井上委員お願いします。

○井上委員 薬物事犯者に関する研究と第5回犯罪被害実態調査の研究ですが、いずれも非常に重要な研究であると思っておりますし、また中身も必要な項目を満たしているのではなかろうかと思っております。

ただ、前から申し上げていますように、法務総合研究所は一般の大学のような研究機関ではないと私は理解しておりますので、どちらかと言えば、第5回犯罪被害実態調査に書いてある「実態」は「現実」と言いますか、「実態」のデータですので、それをを用いることが、

法務総合研究所の強みであるし、それを使って政策に生かすということが、いわゆるP D C Aサイクルの重要な一番基になるところだと理解しています。P又はPの前かもしれないですが、Pに与えたり、Dに与える影響というのを考慮しながら、この研究をなさった方がいいのではないかというのは、前から申し上げているところです。どうしてもこの文章そのもの、それぞれの項目の書き方、例えば、有効性は「同対策を所管する部局による法令・政策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に、大いに利用される見込みである。」というところにとどまってしまっています。以前からこれは気になっているのですけれども、まずは以前の書き方を少し変えられたのかどうかというのが一つ目の質問です。

あとは、この文言から更なる実務的な活用に向けてのステップアップというか、活用をより前向きに行うという方向性があるのかという、その2点をお聞きしたいと思います。

○法務総合研究所（栗田） 法務総合研究所の栗田でございます。御質問ありがとうございます。

まず、ペーパーの書きぶりにつきましては、おっしゃるとおりでございます。これは研究評価検討委員会にまずかけるということがございまして、それが平成28年4月にこの両研究がかかっているところでございます。

ですので、その時点での活用見込みと申しますか、見通しといったようなところで、御指摘のようになかなか抽象的な書きぶりになっているというのはそのとおりに思います。できるだけ具体的に活用いただけるようにというところを今後、引き続き意識しつつ、またペーパーの書きぶりについても、できるだけ具体的に書けるように努力をしてみたいと思います。

ちなみに申しますと、まず薬物事犯者に関する研究につきましては、既に先ほど申し上げた厚生労働省の下の国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターというところと共同してパンフレット等も作成しまして、これを広く施設等も含めて頒布したりといったようなことをしています。また、薬物を使う方の御家族に配布して医療機関、相談等につなげるといったような意図も持っているところでございます。

さらに申しますと、今度出す研究報告、海外の実情等もございまして、海外と日本を比較したときに、今後日本の薬物政策がどうあるべきかというのをお考えいただく資料として非常に有効なのではないかと考えているところでございます。

それから、犯罪被害実態調査の方につきましても、こちらは例えば、性犯罪の部分が特に注目を集めたりしてございまして、法務省内におけるワーキンググループの方に結果を早めに報告したりとか、そういったところを踏まえて今後、刑法改正後の状況をどう考えていくべきかといったようなところにも御活用いただいているところと認識してございます。ありがとうございます。

○田中座長 大沼委員お願いします。

○大沼委員 「国際仲裁の活性化に向けた基盤整備」のところですが、確かに仲裁制度の基盤整備を行うというのは、国際的に見た国、企業の国際的信用力を高めるという意味で大事なことだと思います。ですから、基盤整備の調査を民間に委託するなどというのは非常に素晴らしい政策だと思いますが、できればその先どうしたのかということをお聞きしておきたいと思います。

例えば、今、仲裁に関しては、外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約、いわゆるニュ

一ヨーク条約を基本的に批准した国々で、それをベースにして仲裁を行うというようなことが予定されているようです。また、アジアの中では、シンガポールに仲裁機関があるものですから、そこを活用してというようなこともある程度考えられます。けれども、せっかく日本がアジアのトップクラスの国として、こういったものを作る以上、日本にもシンガポールと同じような機関を置いて、仲裁にふさわしいような人的な組織作りを行い、日本がこの問題について将来的にはリードしていくというような方向が望ましいと思います。そういったことまである程度視野に入れておられるのかどうか教えていただきたいと思います。

○国際課（杉原） 国際課の杉原と申します。御指摘、御質問いただきましてありがとうございます。

今回の調査委託事業につきましては、5年間をめぐりに調査を委託して実施しているものでございます。ここで、今まで日本が国際仲裁が低調であった原因も調査した上で、今後どのようにして国際仲裁を活性化させていくかということについて、受託者からその調査結果をもらうことになってございます。それは5年後でございますが、その途中においても逐次、受託者から状況を把握して、今後どのような形で国際仲裁を活性化していくべきか、あるいは政府としてどういったことができるのかということは、法務省としても、ほかの省庁と連携して検討していきたいと思っております。

御指摘のとおり、日本の国際仲裁はこれからということですが、来月に東京の虎ノ門に国際仲裁の専用施設を開業させることになってございます。ですから、そこでの施設の利用状況も含めまして、今後、我が国として国際仲裁の活性化をどのように進めていくことができるかということを考えていきたいと思っております。御指摘、御質問ありがとうございます。

○田中座長 宮園委員をお願いします。

○宮園委員 先ほど井上委員から御質問があったのですが、法務総合研究所というのは、政策提言をするところなのでしょうか。法務総合研究所というのは、研究調査機関だということに認識しているのですが、それゆえ、むしろ大事なのは連携というか、法務総合研究所で行った調査結果を先ほど矯正局であるとか法務省がどのように生かしていくか、という点にあるのではないかと考えております。分からないのは、法務総合研究所が行った調査結果をどう生かすような形のシステムになっているのか。井上委員からの御質問を受けて、少し分からなくなってきたのですが、その点御教示いただけますでしょうか。

○法務総合研究所（栗田） 法務総合研究所の栗田でございます。

御指摘のとおり法務総合研究所というのは、施策を直接担当する部局ではないというように認識しているところでございます。

ただ、昨今のEBPM、あるいはPDCAサイクル、こういったところの重要性というのはもちろんですし、当然政府の中で、法務省の中で研究等を行っているわけですので、できるだけその研究が施策等に活用して頂くことが望ましいという認識です。ですので、できるだけ、まずは対外的にもそうですが、省内においても、きちんとその研究の成果というのを発信、共有するということで、それを基に各政策を担当しておられる部局において、適切に御活用いただき、適切な施策につなげていただくと、そういう認識でございます。

○田中座長 次に、基本政策Ⅱ「法秩序の確立による安全・安心な社会の維持」に関する政策について、事務局から計画の概要の説明をお願いします。

○手塚補佐官 61ページの「国と地方公共団体が連携した取組の実施」を御覧ください。

この施策は、再犯防止のための支援に関する都道府県における地域ネットワークの構築や地方再犯防止推進計画の策定の推進を目標とするものです。

今年度までモニタリング中の施策ですが、「地方再犯防止推進計画を策定している都道府県の数」、「地域再犯防止推進モデル事業を実施している都道府県の数」、「地域再犯防止推進モデル事業を実施している都道府県との協議の回数」という三つの指標により評価をする計画を立てております。

次に、64ページの「検察権行使を支える事務の適正な運営」を御覧ください。

この施策は、サイバー犯罪に関する職員の捜査・公判能力の向上、犯罪被害者の保護・支援を行う職員の対応能力の向上、検察業務の理解促進を目標とするものです。

「サイバー犯罪に対処する捜査能力の充実・強化」、「研修参加者に対するアンケート調査結果」、「検察の機能や役割に関する広報活動の実施状況」という三つの指標により評価する計画を立てております。

次に、70ページの「矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備」を御覧ください。

この施策は、矯正施設における非常事態発生時に警備活動等に従事する職員の能力向上、刑事施設の総合警備システムの更新整備を目標とするものです。

「刑事施設職員に対する保安警備に関する訓練の実施状況」、「総合警備システムの更新整備施設数」という二つの指標により評価する計画を立てております。

次に、74ページの「矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施」を御覧ください。

この施策は、刑事施設等における改善指導等の適正な実施、職業訓練や職業指導、就労支援等の充実による被収容者の改善更生と円滑な社会復帰を目標とするものです。

「受刑者の性犯罪再犯防止指導受講前後の問題性の変化」、「在院者の性非行防止指導受講前後の問題性の変化」、「刑事施設における職業訓練の受講率」、そして「刑事施設」と「少年院」それぞれにおける「就労支援実施人員の割合」という五つの指標により、令和2年度から令和3年度までの2か年で評価する計画を立てております。

次に、82ページの「矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施」を御覧ください。

この施策は、PFI手法や公共サービス改革法による民間委託を推進し、民間のノウハウ等を活用した職業訓練や就労支援対策等の充実・強化を目標とするものです。

「PFI刑務所における職業訓練の充実」、「「ジョブソニック」の活用」という二つの指標により、令和2年度から令和4年度までの3か年で評価する計画を立てております。

次に、87ページの「保護観察対象者等の改善更生等」を御覧ください。

この施策は、保護観察対象者について、薬物再乱用防止プログラムの実施による改善更生、就労支援の強化による生活等の安定、更生保護施設を活用した自立支援、再犯防止に関する国民の理解を求め、犯罪予防活動への民間参加の促しを目標とするものです。

測定指標として、「覚せい剤取締法違反により受刑した者のうち、出所後に保護観察を受けた者の2年以内再入率」、「保護観察終了者に占める無職者の割合」、「更生保護施設退所者に占める事故等退所者の割合」、そして「犯罪予防活動の推進状況」という四つの指標により、令和2年度から令和4年度までの3か年で評価する計画を立てております。

次に、97ページの「医療観察対象者の社会復帰」を御覧ください。

この施策は、医療観察対象者の一般精神科医療等への移行の促進を目標とするものです。昨年度から4年間のモニタリング中であり、測定指標の変更もありませんので、詳細な説明は省略させていただきます。

最後に、101ページの「破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等」を御覧ください。

この施策は、オウム真理教に対する観察処分を通じた教団の危険性の増大の抑止と地域住民の不安解消、破壊的団体等の規制に関する調査情報の関係機関等への提供による内閣の情報機能の強化等を目標とするものです。

「教団の活動状況及び危険性の解明」、「地域住民との意見交換会の実施回数」、「破壊的団体等に関する情報収集及び分析・評価能力の向上並びに関係機関等に対する情報提供の適切な実施」という三つの指標により評価する計画を立てております。

基本政策Ⅱに関する説明は以上でございます。

○田中座長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の説明に関しまして御意見、御質問をお願いいたします。

井上委員お願いします。

○井上委員 「矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施」に関しての御質問をさせていただきます。

「目標設定の考え方・根拠」のところに、基本的に再犯防止のため、「問題性を的確に把握し、その特性に応じた指導を行う」ということが記載されております。やはりこういったところが問題なのかというところを把握するのが大事なのかなと思っております。つい最近、「ケーキの切れない非行少年たち」という本が出ていましたので、読んでみたのですが、宮口幸治先生という立命館大学の先生で、もともと法務省の宮川医療少年院の法務技官、交野女子学院の医務課長をされた方が書かれた本です。基本的に、これを読んでびっくりしたのは、要は、ケーキを3等分しなさいというと、半分にして、残りの半分以上を更に半分にして、はい、3等分ですみたいな、そういった少年たちがいるということです。

私の問題提起としては、知的障害というのが原因となって犯罪をしている可能性があるのではないかということです。その知的障害というのは、なかなか法務省の管轄というよりも、その前の学校の管轄に多分なってしまうというところもあって、これは省庁間の狭間みたいなところなのかもしれませんが、その辺りがこの先生がおっしゃっているところの問題であれば、この知的障害が原因で犯罪が行われている可能性という部分に焦点を当てますと、内閣府の障害者白書の数字でも、知的障害者が108万人いるというところで、これが犯罪の温床になっている可能性もあるのではないかと思います。この本でもその部分の早期発見と支援が重要であるということ、**「困っている子供」**という言葉を使って説明しています。

何で私がこの本の話をしたかという、実は過去に1回、多摩少年院に視察に行かせていただいたときの印象をこちらでも申し上げたことがあると思いますが、とても犯罪をするようなタイプでない、私も少し先入観がありまして、ものすごい凶悪な子供たちばかりだという先入観で行ったところが、全然そういう感じでなかったのです。この話がすごく腑に落ちたのです。どちらかといったら一見するといじめに遭うようなタイプの子供たちが非常に多かったように思えました。その話と今回の本の内容がすごくマッチしていたので、この辺りを

少し深掘りしてこの対策につなげる必要があるのではないかという、これも一つの仮説ですが、その辺り、法務省の管轄とそうではないところとか、いろいろ難しいところがあると思いますが、もし何か政策的にお考えになっていることがあれば教えていただければと思います。

法務総合研究所のさっきの犯罪被害実態調査の実態とそのデータと統計との違い、その部分とも少し絡むような話なのかなというような気もしますので、その辺りをどのように考えたらいいのか教えていただければと思います。

○田中座長 法務省お願いします。

○秘書課（野田） 秘書課の野田と申します。

法務省におきましては再犯防止推進法に基づきまして再犯防止推進計画を作って、各種再犯防止のための取組を進めています。これは法務省だけではなく、政府全体としての推進計画でございまして、その中では七つの重点課題を掲げております。

その一つに、保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組という項目を挙げておりまして、この中では高齢者、あるいは先生から今御指摘のあった障害のある方への支援の充実等も図っていくということをやっております。障害のある受刑者への指導というところも充実を図っているところでございますが、それ以外の部分につきましても、厚生労働省ともしっかりと連携をした、そういった方への支援、あるいは刑務所に入る前の段階、いわゆる入口支援という形で、そういった早期の段階で福祉につなぐ取組など、様々進めているところでございます。おっしゃられるとおり、ある一定数、知的障害を有する方がいるということは十分に認識しているところでございまして、そういった方々が刑務所に入ることを繰り返すというのではなく、適切な福祉機関等につながることによって再犯を防止していく、そういったこともできるのではないかという観点から、しっかりと取組を更に進めてまいりたいと思っております。

○井上委員 ありがとうございます。もう一点だけ、今のコメントになかった部分ですが、要は、刑務所で少年たちの知能指数というか、その検査をするときに、知能指数、IQですね、70以上の子供であっても、分からないようです。70以上だと普通の教育のプログラムに入るらしいのです。ただ、70以上であっても知的障害という子がいるみたいで、その振り分けで、この子は別に知的に問題ないという振り分けをされた後、そういった普通の教育をされても、理解できないということなのです。だから、その振り分けの辺りのところも、EBPMの研究的なデータを利用して、一回見直す必要があるのかどうかの検討をされているのか、されたらどうかという意見ですが、その辺りいかがですか。

○矯正局（山本） 矯正局の山本でございます。御質問ありがとうございます。

矯正局としましては、今御質問がありました知的障害の者についても、IQのテストだけではなくして、総合的にいろいろなプロフェッショナルの専門的なスタッフの方がおりますので、総合的な判断をした上でプログラムに組み入れたりもしているところでございます。けれども、実際的なその臨床のデータというのが、やはりそんなに多いわけではございませんので、今後そういうことについても検討していかなければいけないのかなという段階なのかと感じております。

○田中座長 大沼委員お願いします。

○大沼委員 デジタルフォレンジック研修、これも審議の対象としてよろしいのでしょうか。

「検察権行使を支える事務の適正な運営」ということの中の一つだと思いますが、よろしいでしょうか。

では、このデジタルフォレンジック研修に関する質問ですが、研修は回を重ねて、様々な人に対する研修を行ってきていると思います。今後その発展系として、どんなことを考えておられるのかをお聞きしたいと思います。

まず、いろいろな事例が多分重なってきていると思いますが、例えば、ライブドア事件か何かで削減されたファイルを復元したり、あるいはSNSデータの復元をしたり、それから、フロッピーディスクの中のタイムスタンプが改ざんされたものを解析したり、様々なフォレンジック活用事例というのが集積されてきつつあると思います。それに対しての分析調査をする予定というのはあるのかどうか教えていただければと思います。これが1点目です。

それから2点目として、研修だけではなくて、やはり浅い知識をいろいろな人に広く伝えるというだけではなくて、やはりこれに対し、かなり高度な知識とスキルを持つ専門家というのが必要だと思います。警察庁と連携しながらということもこの前、御説明いただいたのですが、警察庁は警察庁ですが、やはり検察庁も独自のスタッフを抱えていた方が、いざというときにいろいろ便利なのではないかということ。それから、この研修のときからいろいろな知識がいろいろな人に伝わっていくと思います。反面そのリスクもあるわけですし、このデジタルデータのいじり方を間違えると、それ自体が変わってしまっ、どれが本当なのかどうかよく分からなくなってしまうというようなリスクがあると思います。ですから、そういったことのないように、マニュアル化ですね、こういった場合にはこうすべきだというようなマニュアル化を進めていかなければいけないような気がします。この3点についてどのようなお考えをお持ちなのかについて、教えていただければと思います。

○田中座長 法務省お願いします。

○刑事局（中村） 刑事局の中村でございます。御質問ありがとうございます。

デジタルフォレンジック研修に関して、様々な捜査に活用できるような調査等を考えているかという御質問についてですが、デジタルフォレンジック等を活用した捜査手法というのは、日進月歩の情報通信ネットワークを背景に複雑巧妙化しているサイバー犯罪等に適切に対処するに当たり、重要な観点であるというふうに考えております。デジタルフォレンジック研修につきましては、研修員のアンケートの回答ですとか委員の御指摘等を踏まえながら、どのような研修をすることがより捜査能力の向上、強化に資するものかということも含め、より効果的な研修を実施できるように取り組んでいるところでございます。分析調査に関する委員の御指摘も踏まえまして、そういった犯罪に適切に対処するための方策を含め、引き続き検討してまいりたいと思っております。

○大沼委員 より高度な知識、経験を持つ専門家の育成と、それから、マニュアル作りなんかはどうですか。

○刑事局（中村） 専門家の育成に関してですが、サイバー犯罪に対処するに当たって、捜査の過程で専門家と連携するということは重要だと思っております。検察におきましても、捜査の過程で外部機関に鑑定を嘱託するなどして専門的な知見を積極的に活用させていただいているというところです。このため、平成29年度からは、検事をサイバー犯罪対策に関わっている団体に派遣しているところでございまして、今後も派遣を継続することを検討しております。

御指摘のありましたマニュアルの作成等につきましては、サイバー犯罪等により適正に対処するためにどのような在り方が良いのかということも含めて、今後検討してまいりたいと思います。

○田中座長 野澤委員お願いします。

○野澤委員 先ほどの井上委員の御質問で、知的障害の子の犯罪について、私も長年関わってきた立場から、少し質問とか意見を言わせていただきたいと思います。最初に、知的な障害が犯罪を犯すわけではないということは、指摘しなければいけないと思います。圧倒的に被害に遭いやすいわけですよ、いじめを含めてです。それが反社会的な行動の契機、下地を作るといえることが一つあると思いますが、そこまで至らないまでも、孤立しやすいとか、生活に困っているとか、おなかがすいた、家族がいないでおにぎりを万引きしてしまうみたいな、そういうケースが圧倒的に多いわけです。それと、もう一つ、正直に言うと、捕まりやすいということだと思います。彼らは非常に隠したり逃げたりすることが下手なので、捕まりやすい、こういう理由が背景にあって、矯正施設の中に知的な障害のある方たちがいる。随分前からこういう研究はされていて、地域生活定着支援センターも全国に作られてきて、出口の部分についてはそれなりに整ってきたということが言えると思いますが、ただ、地域生活定着支援センターを見てみると、やはり非常に勤務している方が少ないし、年数が少ないし、非常に皆さん疲弊していて、なかなか機能しないというのが事実なので、是非ここはきちんと充実させなければいけないところだと思っております。

それともう一つ、焦点になっているのは入り口のところです。諸外国に赴いて現状を見たり、研究者と話を聞いたりするのですが、皆ここが困っていて、それなりに工夫はいっぱいされているのです。特に、イギリスは非常に多層的にこの辺りは工夫していて、当事者団体だとか、研究機関だとか、教育機関だとか、刑事手続の段階でそういうところがかかなり濃厚に素早く関わって、一般の刑事手続に乗せない。むしろ教育だとか、福祉だとか、地域の方に戻して、ここで彼らを犯罪にさせないようなものにしていくということをかかなりやっている。

日本でもそれをまねして、いろいろなところで試行的にやられていて、例えば、大阪の弁護士会は、大阪府警と緻密に連携して逮捕されたり、検挙された段階ですぐに、障害手帳があると、大阪弁護士会に連絡が来るとか、大阪弁護士会が福祉につないでとか、いろいろなことが各地で試行されてはいるのです。これはもう少しシステムティックにやっていかないと、ベストプラクティスだけではもうとても済まない状況になってきているのではないかと思っております。

これをやるときに、一つはやはり大きな発想の転換が必要ではないのかと思っていて、彼らの行為を犯罪と見るのか、それとも、困窮状態にあって福祉が欠けていると見るのかによって、随分アプローチは違うと思います。これは法務省だけでどうこうではなくて、やはり国民的な理解が得られないと、なかなかこういう政策はうまくいかないと思います。是非その辺りをもっと問題提起してほしいとか、こちらがしなければいけないのかもしれませんが、もっと多角的に、総合的に、ここに光を当てて、政策として展開してほしいと思っています。

質問なのか意見なのか分かりませんが、そういう感想を持ちました。

○田中座長 ありがとうございます。今の点について、法務省お願いします。

○秘書課（野田） 秘書課の野田でございます。御質問、御意見、ありがとうございます。

おっしゃられるとおり、正に入口支援の段階で、出口支援とは別に、再犯を防止することは大事であると法務省としても考えているところでございます。先ほども少しお話をさせていただきましたが、入口支援をやるためにということで、地方公共団体との連携という観点で言いますと、法務省において今、モデル事業という形で、各地方公共団体に再犯防止の取組についてやっていただいております、その中でも入口支援をかなりの団体でやっていただいているところでございます。

また、我々の取組といたしましては、厚生労働省と入口支援に関する検討会を立ち上げておりまして、検討を進めているところでございます。

こうした入口支援に関するモデル事業でありましたり、今進めている検討会での検討結果を踏まえて、おっしゃられるように、この部分に光を当てて、更に何かできることがないかということを引き続きしっかりとやってまいりたいと思っております。

○田中座長 宮園委員をお願いします。

○宮園委員 今回のことに関連するのですが、モデル事業の件について、あと就労支援の件について、若干質問させていただければと思います。

モデル事業に関してですが、モデル事業というのは、一つの手法だと思えますが、再犯防止推進計画がモデル事業を実施することによってどのような形で広がっていったのかということと、それから、資料では地方公共団体という形になってはいますが、都道府県の数しか出ていないのですが、実は市区町村もかなり取り組んでいるかと思えます。むしろ市区町村の方が身近な地方公共団体として重要な役割を担っている部分もあるのではないかと思います。市区町村レベルでの状況も御教示いただければと思います。モデル事業を採択された後に、結局それ1回だけで以後は、予算がつかなくなるわけですね。その後、継続的にその事業を行っていくための、何か支援とか対策があるのでしょうか。

それから、就労支援に関してですが、76ページのところに、「受刑者の出所後の就労を容易にし、再犯の防止に資すると考えられる。」という形で職業訓練を実施しているとあり、その指標として職業訓練の受講率を測定指標としているのですが、前回も多分申し上げたかと思えますが、資格や免許を取得することが、その受刑者の出所後の就労を容易にする、再犯の防止に資すると考えられるということの目的のために、これらの資格や免許取得ということが行われているのであるとするならば、むしろ就労にその資格や免許が活かされているかどうかという指標を用いるべきではないのかと思えます。ただ、それが現実的に難しいということはよく承知しているので、その点について一応、教えていただければと思います。

あと89ページのところに関してです。この部分の資料や結果というのは非常に興味深い数字が示されているのですが、協力雇用主のもとでの新規就労者数が出ているのですが、これをもう一步進めていただいて、5年後とか協力雇用主に新規就労した後で継続しているかどうかとか、辞めてしまった者の割合とか、おそらく、ずっと継続している人数は少ないとは思いますが、無職率というのが再犯防止にとっても重要だということであるならば、この辺の数字も分かると、今後の再犯防止推進計画を進めていく上でも参考になるかと思うのですが、いかがでしょうか。

○田中座長 法務省回答をお願いします。

○秘書課（野田） 秘書課の野田でございます。

まず、私の方からモデル事業の関係について、御説明させていただき、その後、就労支援と協力雇用主の関係についてそれぞれ矯正局、保護局から回答させていただきたいと思えます。

まず、モデル事業の関係でございます。モデル事業実施団体については、62ページに都道府県の数ということで、御指摘いただいたとおり、都道府県の数だけを書かせていただいておりますが、実際にはそのほか、政令指定都市であったり、政令指定都市以外の市町村にもモデル事業をやっております。その数で申し上げますと、平成30年度から始めたものにつきましては、合計で、都道府県も含めて30団体であり、都道府県が22団体、それ以外が8団体という形でモデル事業を実施していただいております。また、令和元年度は更に追加しており、都道府県が5団体追加したわけですが、市区町村につきましても更に1団体追加したところでございます。

次に、都道府県とそれ以外の市町村を含む地方再犯防止推進計画の策定状況でございますが、都道府県につきましては、62ページの上部に書かせていただいておりますとおり、令和元年度で17団体となっております。そのほかの市区町村で申しますと、5団体で既に策定していただいているところでございます。

モデル事業を進めていただいている団体につきましては、最終的には成果として、その成果となるものを取りまとめ、報告書を作ってくださいとか、また、そういった成果を地方再犯防止推進計画の策定に役立ててほしいということをお願いしております、モデル事業を受託していただいている団体につきましては、大半の団体がモデル事業の成果として、今後、令和2年度には地方再犯防止推進計画を作ると言っているところでございます。

国としましては、昨年12月になりますが、再犯防止推進計画加速化プランというものを犯罪対策閣僚会議で策定させていただきました。そこでは地方公共団体との連携強化の推進ということ掲げておまして、その中では目下、100の地方公共団体でこの地方再犯防止推進計画が策定されるように、様々な支援をしていこうということ考えているところでございます。御指摘ありましたが、モデル事業が終わった後どうしていくのかということも含めて、地方への支援の在り方についてしっかりと検討してまいりたいと考えているところでございます。

○矯正局（山本） 矯正局の山本でございます。御質問ありがとうございます。

御指摘のございました、職業訓練の受講率の指標が合っていないのではないかとということでございますが、こちらの方につきましては、まず受刑者自身が働くことの意識づけがまず必要だということで、希望する者が職業訓練を受講するという形になっております。その希望する者がとても少ない状況でございます、まずは職業訓練に手を付けていただくということで、受講率をアップさせることを一義的に条件にさせていただいております。

そして、就労支援とセットとなって職業につながっていくものでございますから、平成29年から職業訓練、就労支援と連帯しているものでございますので、就労支援が職業につながっているのか、施設内で内定が出ているのかというのを新たに指標に加えさせていただいております。

○保護局（南元） 保護局の南元でございます。御指摘ありがとうございます。

御指摘にあったとおり、出所後の就労にいかすことが非常に大事なわけでございます。指標にもございまして、近年、協力雇用主のもとで雇用してもらっている対象者数も非常

に増えておりまして、就労支援の効果が上がっているというところがございます。けれども、本当に御指摘にあったとおり、一旦就職はできても、すぐに辞めてしまうということが、例えば、先般実施しましたアンケート調査でも、雇用経験のある協力雇用主の半数が対象者を雇用しても半年以内に辞めてしまうといったような結果が判明しております。この点、非常に重要なことだと認識しておりまして、就職後の就労継続、この部分に力を入れて、雇用主あるいは被雇用者ともに支援を引き続けていくということを今後、重点的にやっていきたいというように考えております。ありがとうございました。

○田中座長 野澤委員お願いします。

○野澤委員 「医療観察対象者の社会復帰」のところで質問があります。平成25年度からの実績値が載っていますが、その前からあるのでしょうか。つまり、これ以降、同じ調査をずっとされているわけですね。数字だけ見ると、毎年それなりの方がいわゆる社会復帰しているように見えるのですが、実態をもう少し詳しく知りたいと思っています。

つまり、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った方が毎年ものすごい数入っているのですが、どういう重大な他害行為なのかというのを知りたいということと、それをやった人が統合失調症なのか、鬱のようなほかの精神疾患なのか、発達障害なのか、人格障害なのか知りたいです。最近をよくいろいろな大変な事件を起こす人、意外に人格障害とか発達障害で、意外に統合失調症が少なくなってきた、これは何かということ、この間、統合失調症に対する治療がものすごく変わってきたからですね。薬がすごくいいものが開発されて、今、一般の精神科でも統合失調症の方の入院期間はものすごく短くなっているのですよね。そうすると、過去からやってきて現在に至っても、対象者の像がかなり変わってきているのではないのかという気がしているわけです。その辺りを知りたいです。

ほかにも、例えば、どのぐらいの期間で社会復帰になっているのかとか、あるいは再犯率がどのぐらいなのかとか、いわゆる効果を知りたいわけです。どういう状態の像の方に対してどういうプログラムを実施して、どのぐらい効果が上がるのかというのを知りたいと思っています。

なぜそんなことを言うのかということ、この間、凶悪犯自体がかなり統計上は少なくなってきたと思うのですが、それなのに、この医療観察法による入院施設に入ってきている方はむしろ増えたりしているわけで、こういう施設を作ると、やはりどうしても経営する側はそこを埋めるというところにインセンティブが働くわけで、本当は必要のない方も入っていきやすいのかと、そんな危惧を持ちます。本当にその効果があるのだろうか、例えば、人格障害、発達障害の方の治療は相当難しいし、こういう精神科ではなかなか治療方法がないとも言われているぐらいのもので、というのは、かなりのお金をここに投じられているわけですね。一般の精神科に比べると相当な額の予算を使っているわけで、それだけの予算を使ってやっていることが、当時は効果があったのかもしれませんが、今どのぐらいのものなのかというのを、やはりきちんと精査する時期に来ているのではないかと、そういう感じがするのです。そういう指摘をする方も前からいらっしゃいますが、この辺りはどうでしょうか。そういう必要性を私は感じています。

○田中座長 法務省お願いします。

○保護局（勝田） 保護局の勝田と申します。よろしくお願ひいたします。御質問ありがとうございます。手元に十分な資料がありませんが、可能な範囲でお答えさせていただきます。

医療観察の対象ですが、平成30年の統計で言いますと、傷害が最も多く、次が殺人、放火の順になっております。対象者の疾患については、最も多いのが統合失調症と妄想性障害等で64.9%でございます。件数の推移につきましては、検察官申立人員や終局決定数を見ますと、平成17年から統計があり、増加傾向が見てとれます。平成17年は制度開始当初なので、入院決定49人、通院決定19人ですが、平成19年以降は入院決定が200人台で推移しております。通院決定は100人弱で推移していましたが、最近では30人前後で推移しています。

医療観察は、医療の確保が法律の目的となっており、特別な医療につないで、医療を受けってもらうことが大事であると思っております。医療観察法の施行後5年間において検証を行い、国会に報告しましたが、EBPMを進める観点から、御指摘のように、医療観察制度の効果検証が重要であると考えており、今後の検討課題であると思っております。

○**田中座長** それでは、次の論点に移りたいと思いますが、よろしいですか。

次に、基本政策Ⅲ「国民の権利擁護」、基本政策Ⅳ「国の利害に係る争訟の統一的かつ適正な処理」に関する政策について、事務局から計画の概要を説明願います。

○**手塚補佐官** 111ページの「登記事務の適正円滑な処理」を御覧ください。

この施策は、登記所備付地図の整備、登記事項証明書等発行請求機の利用促進、長期相続登記等未了土地及び表題部所有者不明土地の解消を目標とするものです。

今年度までモニタリング中であり、測定指標の変更もございませんので、詳細な説明は省略させていただきます。

次に、119ページ「国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務の適正円滑な処理」を御覧ください。

この施策は、国籍事務の適正厳格な処理、戸籍事務の法令適合性と全国統一性の確保、オンラインによる供託手続の推進、そして、新たに始まる自筆証書遺言保管制度の円滑な導入を目標とするものです。

測定指標として、「帰化許可申請及び国籍取得届の適正・厳格な処理」、戸籍事務に関する「市区町村からの受理又は不受理の照会等への適正な対応」、「供託手続のオンライン利用率の向上」、そして「法務省ホームページ「自筆証書遺言の保管制度」へのアクセス件数」という四つの指標により評価する計画を立てております。

次に、126ページ「債権管理回収業の審査監督」を御覧ください。

この施策は、債権回収会社の法令遵守体制、業務運営体制及び内部統制等の体制の整備・向上を図るため、立入検査等を通じて適切な監督の実施を目標とするものです。

測定指標として、「立入検査を実施した会社数」、「当該年度に実施した立入検査の結果、次回検査にて特別検査を実施する必要があると判断された件数」という二つの指標により、令和2年度から令和4年度までの3か年で評価する計画を立てております。

次に、130ページの「人権尊重思想の普及高揚並びに人権被害による被害の救済及び予防」を御覧ください。

この施策は、人権啓発活動による人権尊重思想の普及高揚、人権相談窓口の周知広報や人権相談体制・調査救済体制の整備を通じた人権侵害による被害の救済と予防を目標とするものです。

今年度までモニタリング中であり、測定指標の変更もございませんので、詳細な説明は省略させていただきます。

最後に139ページ「国の利害に関係のある争訟の適正・迅速な処理」を御覧ください。

この施策は、各種研修等による訟務担当職員の能力向上、事務合理化機器の積極的利用を通じた人的・物的体制の充実強化と争訟の適正・迅速処理、各種周知活動による予防司法支援制度の利用促進を目標とするものです。

昨年度から4年間モニタリング中であり、測定指標の変更もございませんので、詳細な説明は省略させていただきます。

基本政策Ⅲ・Ⅳに関する説明は以上でございます。

○田中座長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の説明に関しまして、御意見、御質問をお願いいたします。

大沼委員お願いします。

○大沼委員 モニタリング中のものについてなのですが、非常に重要な論点だと思いますので、方向性だけお聞かせいただきたいと思います。

まず、「登記事務の適正円滑な処理」ということで、所有者不明土地について所有者を明らかにするということがあるのですが、これは今後どんどん増えていく話だと思います。高齢化社会が進展することによってどんどん増えていくと思います。所有者不明土地というのは何で増えてきているのかというと、要するに資産価値が低下して、余りそれに対し価値を感じない、それから使用の必要性も低下していると思います。場合によっては税金とか、あるいは草刈りその他、管理費がいろいろかかって、プラスではなく負の資産にすらなっているということが原因だと思います。

そういった状況から、今後どんどん増えていくと思いますが、所有者を明らかにして、次に何をするかというと、責任を明確化すると、つまり、所有者だから管理責任があるということで、きちんと管理をなさいと、税金もきちんと取りますよということなのですが、ただ、実際問題として所有者自身、資産価値が低いし使用する必要性もない負の資産について、それを強調してもなかなかうまくいかない面があり得るのではないかと思います。

この問題というのは、所有者不明土地だけではなくて、所有者が明らかになっていたとしても、一切管理をしたくないという人たちも増えてきていますので、その場合にも基本的には同じだと思います。とすると、まずこの責任を明確化して、その心情に訴え、なおかつある程度ペナルティをかけながら管理強化を図るとことの反面として、本当に要らない人に対しては所有権の放棄を認めて、国、場合によっては法制度を利用して地方公共団体の土地にすることを認めるということとか、それがどんどん増えてきたような場合には、それらを基に再開発をすると、つまり、そういったことでいろいろ点々とした国有地、あるいは地方公共団体の土地が増えても、結局無駄になるだけですから、それはある程度、ひと所に集めて、そして都市の再開発を進めるということを進めると良いと思います。そのためには、場合によっては抵抗する人が中の一部にいれば収用も視野に入れてやるという、そのことが必要になってくるのではないかと思います。この所有権放棄を認めたり、あるいは収用も含めた再開発を考えるということについての将来的なプランというのは何かお考えがあるのかどうかについて、お聞かせいただきたいと思います。

○田中座長 法務省お願いします。

○民事局（竹下） 民事局の竹下でございます。お答えさせていただきます。

今、御質問のありました点につきましては、登記上、名義人が仮に明らかになったとしても、なおその土地について不要であるというような者がいる限り、この問題は、その次の問題が残るのではないかというところの御質問を頂いたところですが、正に今、法制審議会の部会でこの点についても議論がされておりまして、具体的には、土地の所有権の放棄に関して、どのような取組をすることができるのかというところが議論されているところでございますので、一定の方向について今、この場で私から申し上げるということとはできないのです。議論の状況について御説明しますと、将来その土地が管理不全状態になることを防止し、また、その相続によって所有者不明の土地の発生を抑制するという観点から、所有者が所有権を放棄することによって、土地が国に帰属して、国が土地を管理するというような制度、こういうことができるのかどうかということが議論されておりまして、他方で、その場合には、本来その所有者が負担すべき土地の管理コストが他者に転嫁されてしまうことであるとか、また、その所有権を放棄するつもりで土地を適切に管理しなくなってしまうというモラルハザードが発生してしまうというような、そういったおそれもあることから、そのような問題点についてもきちんと対処した上で、どういったことができるのかというようなことが議論されているところでございます。

○田中座長 ありがとうございます。

次に、基本政策V「出入国の公正な管理」、基本政策VI「法務行政における国際化対応・国際協力」に関する政策について、事務局から計画の概要を説明願います。

○手塚補佐官 144ページの「円滑な出入国審査及び不法滞在者等対策の推進」を御覧ください。

この施策は、円滑な出入国審査のために入国審査待ち時間を20分以内とすること、不法滞在者の摘発等の強化と在留資格取消制度の厳格な運用により不法滞在者等への対策を推進することを目標とするものです。

測定指標として、「入国審査待ち時間20以内達成率」、「在留資格取消件数」、入管法の「違反事件数」という三つの指標により評価する計画を立てております。

最後に、153ページの「法務行政における国際協力の推進」を御覧ください。

この施策は、国連アジア極東犯罪防止研修所を通じた国際研修の実施による刑事司法実務家の人材育成等、法制度整備支援に関する国際研修、調査研究や専門家派遣等を通じた支援対象国の立法技術向上や人材育成を目標とするものです。

測定指標として「国連アジア極東犯罪防止研修所を通じた国際研修の実施状況」、「支援対象国に対する法制度整備支援の実施状況」という二つの指標により、令和2年度から令和5年度までの4か年で評価する計画を立てております。

基本政策V、VIに関する説明は以上でございます。

○田中座長 ありがとうございます。

それでは、今の御説明に関しまして御意見、御質問があればお願いします。

井上委員お願いします。

○井上委員 「円滑な出入国審査及び不法滞在者等対策の推進」に関しての御質問をさせていただきたいと思います。

148ページの真ん中の達成指標の概要等の中に、いろいろなシステムの名称が書いてございまして、個人識別情報システムとか、自動化ゲートシステムですとか、顔認証ゲートとか、

いろいろ書いてあります。私も実際、ユーザーとして考えると、前にも発言させていただいたと思いますが、やはり顔認証が一番スムーズにゲート通過ができるということで、外国人にも顔認証を中心にやられたらどうかという質問をさせていただきました。その時の回答は、確か外国人は指紋の関係で、それはなかなか難しいというお答えであったと思います。出国手続は顔認証でもできるように、より広がったというように理解しているのですが、その中で、この間、東京出入国在留管理局羽田空港支局にも視察に行かせていただいて、いろいろ議論もさせていただいた中で、アメリカとか、去年、ニュージーランドが導入しましたエスタ、電子渡航認証システム、要は、事前に日本に来る前に必要な情報を入手するやり方もあるのではないかという話も伺いました。確かにそうすれば円滑な入国にもつながりますし、税収も増えると思います。来た人も、いきなり来てからストップになる、入国できないという状況が発生しなくなるということで、良いことだらけなのではないかというように私は現状では認識しています。その辺り、まずエスタのような事前入国のシステムというか考え方というのが、これから日本で導入する方向性の議論がされているかどうかということをお聞きさせていただきます。

○田中座長 法務省お願いします。

○出入国在留管理庁（福原） 出入国在留管理庁の福原でございます。御質問ありがとうございます。

エスタのような事前スクリーニングのシステムを導入することについての検討ですが、これにつきましては、観光立国推進基本計画に基づきまして毎年、観光ビジョン実現プログラムを政府全体で策定をしているところ、その中に出発国における事前スクリーニングによる渡航防止のための仕組みの導入があります。これにつきましては、二つ種類がございます。一つは井上委員の方から御指摘ありましたような、米国、オーストラリア、あるいはニュージーランドで導入をされておりますエスタのような仕組みでございます。

もう一つの仕組みといたしましては、出発国のチェックインカウンターで取得をされたパスポート情報を入国を目的とする国の政府に送って、そこでブラックリストチェックをするというような方法があるわけですが、この二つについて現在、検討しているところでございます。この政府の決定の中にも、その仕組みの導入を検討するというようにございますので、現在、諸外国の制度も含めて調査を進めているところでございます。

○田中座長 ありがとうございます。

ほかに御質問ございますか。

それでは、多少時間がございますので、この機会に、法務省が近時取り組んでおります政策について紹介していただきたいと思っております。お手元の「説明資料」と付されている資料に基づきまして、国際課から説明をお願いいたします。

○国際課（杉原） 国際課の杉原と申します。本日は若干のお時間を頂戴いたしまして、本年4月に開催されます京都 kongress、そして、その直前に開催されますユースフォーラムについて御説明をさせていただきたいと思っております。

お手元の横組みの資料、二つございますが、まず京都 kongress につきまして御説明申し上げます。

第14回国連犯罪防止刑事司法会議と書いてある資料でございます。この京都 kongress につきましては、平成30年7月の懇談会におきまして既に若干、御説明させていただいている

ところではございますが、改めて御説明をさせていただきたいと思っております。

कांग्रेसですが、正式名称を国連犯罪防止刑事司法会議といいます。その名のとおり国連主催の会議でございますが、我が国はホストとして関与することとなっております。資料の概要の覽に書いてございますとおり、この कांग्रेसは犯罪防止・刑事司法分野における国連最大規模の国際会議であります。今回の京都 कांग्रेसは本年4月20日から27日までの8日間、国立京都国際会館で開催される予定でございます。 कांग्रेसにおきましては、各国の司法大臣や検事総長などを含みます刑事司法関係者が参加いたします。前回2015年のカタール、ドーハでの कांग्रेसにおきましては、149か国から約4,000人が参加したところでございます。京都 कांग्रेसにも同等、あるいはそれ以上の参加が見込まれているところでございます。

そして、この कांग्रेसにおきましては成果文書として政治宣言というものが採択されることになっております。この政治宣言は、国連やその加盟国の犯罪防止、刑事司法分野における中長期的な指針となるものでございます。

京都 कांग्रेसのテーマは、全体テーマのところに書いてございますとおり、2030アジェンダ、いわゆるSDGsでございますが、その達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進というものであります。 कांग्रेसにおいてはこの全体テーマの下で、SDGs達成のために犯罪防止や刑事司法が果たすべき役割のほか、テロや組織犯罪、汚職・腐敗等、この分野における国際社会の喫緊の課題について議論がなされます。さらには、我が国として重視しております官民連携による再犯防止といったテーマについても議論がなされることとなっております。

京都 कांग्रेसの開催の意義、効果については、資料に書いてあるとおりでございます。もとより国連や各国が、先ほど御説明しました政治宣言で打ち出された方針に基づいて、この京都 कांग्रेस後、取組を進めていくこととなります。それに加えまして、我が国としては、その我が国の安全・安心な社会と、これを支える各種の施策や取組、さらには、これらを生み出してきた我が国の文化などについて、各国の方々に御理解いただく絶好の機会であるというように考えております。

続きまして、ユースフォーラムについて御説明申し上げます。資料は同じく横組みで、犯罪防止・刑事司法に関する京都 कांग्रेस・ユースフォーラムの開催についてと題する資料を御覧ください。

このユースフォーラムは、概要に記載しておりますとおり、本年4月13日から15日まで、すなわち先ほどの京都 कांग्रेसの前の週に開催するものであります。世界の若者が犯罪防止や刑事司法について、京都 कांग्रेसと同様のテーマで議論するフォーラムでございます。

目的・意義は資料中ほどに記載しておりますとおり、ユースフォーラムにおける若者の議論や意見を कांग्रेस本体の議論に反映させるということのほか、若者が将来につながるパートナーシップを構築する、そして人材を育成することにもつながると考えております。さらに、若い世代が犯罪防止や刑事司法分野について理解を深めることにもつながると考えておまして、その開催につきましても大きな意義があると考えております。

以上の京都 कांग्रेसやユースフォーラムにつきまして、これまで省内の関係部局はもとより、国内の関係省庁や関係機関、関係者の方々、さらに国連や関係各国とも緊密に連携し、それぞれの御協力を得ながら準備を進めてまいっているところでございます。ユースフォー

ラム開催まであと48日、そして京都コンgres開催まではあと55日となっておるところでございまして、開催までしっかりと準備を行って、京都コンgres、そしてユースフォーラムの成功に是非ともつなげたいと考えております。

委員の先生方におかれましては何とぞ御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。どうもありがとうございました。

○田中座長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の御説明に関しまして何か御意見、御質問ございましたら、お願いします。

大沼委員をお願いします。

○大沼委員 直接的に関連するわけではないかと思いますが、国際的な犯罪に関する共助ということに関しまして、個人的に非常に、どう考えればいいのか分からないと思っている点がありまして、お聞きしたいです。例えば、犯罪人引渡し条約というのがございますね。一般的に考えれば、これは犯罪者だから、世界各国とあまねく結んだ方が良いのではないかと思います。ただ、問題なのは、国によって刑事に関する法律内容が違いますので、その点をどう調和すべきなのかというような問題です。例えば、中国と犯罪人引渡し条約を結ぶとしまして、中国の場合ですと、日本だったら犯罪にならないようなものが犯罪になって、場合によっては死刑を含むかなりの重罪になる可能性があるわけです。そういった場合に、それに違反するとされた日本人を、向こうの法律に反するので、どんどん引き渡して良いのかどうかというような問題がありまして、こういう問題はどのように考えていけば良いのかにつきまして、直接関係ないかもしれませんが、せっかくの機会ですから、教えていただければと思います。

○刑事局（鷓鴣） 刑事局の鷓鴣でございます。御質問ありがとうございます。

犯罪人引渡し条約をどのような国と結ぶかという点につきましては、その国の司法制度の在り方、その国にどういった犯罪があるか、その国との交流の在り方など、様々な観点から検討しなければならないことは、正に御指摘のとおりとなっておりますので、そういうところも含めて慎重に検討していきたいと考えております。

○田中座長 本日の審議事項につきましては以上となります。

本年をもちまして、本日御欠席の出雲委員と私が委員を退任いたします。出雲委員から事前に一言頂いておりますので、読み上げさせていただきます。

代読します。

「2014年より、法務省政策評価懇談会の構成員を務めさせていただきました。この度、大学から在外研究期間を頂いて、4月より1年間、パリ大学に客員研究員として派遣されることとなりました。それに伴い、誠に勝手ではございますが、こちらの構成員を辞任させていただきます。

主に、年2回の会議と、不定期の持ち回り審議、年1回の施設見学会に参加させていただきました。会議では、政策評価に関して、就任当初は、成果を測ることが難しいという指摘が多くあったように思いますが、次第に、できるだけ定量的、定性的な指標から政策、施策を評価し、翌年度の施策展開につなげていこうといったものに変化してきたのではないかと感じておりました。

この期間、法務行政への国民の関心は高まる一方であり、そうした中で、政策評価を通じ

てその期待に応えるにはどのような考え方や制度が良いのかと考えることもありました。是非今後も成果を具体的な指標に沿って示すことで、より有効性の高い政策展開を目指していただきたいと思います。

また、施設見学では、12月の出入国在留管理庁の訪問をはじめとしまして、貴重な機会を御提供くださり、ありがとうございました。関係の皆様に御礼申し上げます。

今後ますますの法務行政の発展をお祈り申し上げます。」

以上でございます。

それでは、私からも一言、簡単に御挨拶させていただきます。

私は平成26年4月から3期6年間、政策評価懇談会の座長を務めさせていただき、今年度で退任するということになりました。これは弁護士会内規で、2年の場合は3期、3年の場合は2期、6年を上限とするという内規がございます。これに基づくための退任でございます。

この間、様々な法務省の政策に触れ、大変勉強させていただきました。特に、各部局の皆様には大変にお世話になり、ありがとうございます。政策評価懇談会の運営につきましては、2時間と限られた中、委員の皆様の様々な意見をなるべく多く頂けるように配慮し、私個人の意見はなるべく控えようというように思ってきたつもりでございます。しかし、私の進行の不手際から、委員の各位の御意見を十分お伺いすることに欠けてしまったということについては、心より申し訳ないというように思っております。

6年間、皆様には大変お世話になり、誠にありがとうございました。

それでは最後に、今後の予定につきまして事務局からお願いいたします。

○渡辺政策立案・情報管理室長 本来であれば、西山政策立案総括審議官から一言申し上げるべきところでございますけれども、所用により退席でございますので、当職から一言御挨拶申し上げます。

本日は、長時間にわたり、御議論いただきまして、誠にありがとうございました。御退任されます田中座長、また本日は御欠席されていますが出雲委員におかれましては、長い間にわたり、当省の政策評価に御尽力いただきまして、心から感謝申し上げます。

また、委員の皆様方から数多くの貴重な御意見、御助言を頂き、ありがとうございました。当省といたしましては、頂きました御意見を真摯に受け止め、引き続きそれぞれの政策の推進に一層努力してまいりたいと存じます。委員の皆様方におかれましては、引き続き法務行政に対する御理解と御支援のほどをよろしくお願い申し上げます。

今後の予定でございますけれども、本日の議事内容等につきましては、取りまとめの上、ホームページで公表することとしております。

次回の政策評価懇談会につきましては、本年の7月上旬を予定しております。「令和元年度法務省事後評価実施計画報告書（案）」について御審議いただく予定でございます。

改めて事務局から委員の皆様方の御都合をお聞かせいただきますので、よろしくお願いいたします。

本日は、お忙しいところ、ありがとうございました。

○田中座長 それでは、本日はこれで閉会とさせていただきます。

皆様、どうもありがとうございました。